

# ○那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における 選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

〔平成5年4月1日〕  
条例第4号

改正 平成7年10月11日 条例第33号

## (趣旨)

**第1条** この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第143条第15項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における同条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (選挙運動用ポスターの作成の公営)

**第2条** 那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

## (選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

**第3条** 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

## (公費の支払)

**第4条** 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、489円50銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に27万2,435円を

加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

#### （公費負担の限度額）

**第5条** 第2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

#### （委任）

**第6条** この条例に規定するもののほか、選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 付 則（平成7年10月11日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。